毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)





第 84 号

平成 15 年

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する

平成十五年十月二十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

10月24日(金曜日)

おり告示する。

0

0

部

生物化学的 (酸素要求量)

 (mg/ℓ)

の汚染状

水素イオン濃度

ω }

9

ω } \times

9

900

,800

排出され る汚水等

点

Ш

逋

疟

最

く特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のと

(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づ

香

Ш

県

報

平成十五年十月二十四日

●香川県告示第六百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法

(第九〇七六号)

既設 既設

選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等

 $\overline{}$

使当

田時間でたり、

及び 1 田郡

三田

連続8時間使用。 使用

なお、11月~1月は、連続16時間

0 間の産業を 鄉 拱 Н

使用開始予定年月日

許可後

工事完成予定年月日 工事着手予定年月日

告

示

●香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

○香川県都市計画公聴会の中止 (三件)

○開発行為に関する工事(公共施設)の完了

 $45.4 \,\mathrm{m} \,\mathrm{H}$

2基

③0.38 m³ ∕ H

t

公

○平成十五年度准看護師試験の実施

○開発行為に関する工事の完了

○一般競争入札の実施

(直島環境センター)

(県民参画課)

(医務国保課)

(都市計画課)

八 七

ء

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

○介護保険法の規定による事業者の指定

○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出

○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

(健康福祉総務課)

(2)

事業場の所在地及び名称

代表取締役 清水太郎

丸金食品株式会社

小豆郡内海町西村甲263番地

(環境管理課)

(長寿社会対策課)

Ŧi.

3

鬞

類

豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設

特定施設に関する事項

マルキン食品株式会社 小豆郡内海町西村甲263番地 ○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

告

示

目

次

(◉印は、県法規集掲載事項)

ページ

申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

 $(20.39\,\text{m}^3\,\diagup\,\text{H}$

基 9 5基

①0.5㎡/日 11基

九

Ш

(第九○七六日	

80		35	④×2基
20		10	の量 (m³/日) ③×5基
20		10	排出される汚水等 ②× 6 基
30		15	①×11基
10		6	りん含有量 (mg/ℓ)
70		50	窒素含有量 (mg/ℓ)
350	3	200	浮遊物質量 (mg/ℓ)
00	1,600	800	化学的酸素 (mg/e) 要 求 量 (mg/e)

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

注	種
特本処理施設	等の処理方式 好気性硝化+嫌気好気循環 事着手予定年月日 既設 事完成予定年月日 既設 事完成予定年月日 既設 期始予定年月日 更減 時間 東京成予定年月日 更続24時間使用 が素イオン濃度 担 常 生物化学的 (mg/ℓ) 3~9 5.8~8.6 生物化学的 (mg/ℓ) 300 1,800 20 化学的酸素 (mg/ℓ) 800 1,600 20 化学的酸素 (mg/ℓ) 300 1,600 20 20 20 20 350 1,600
フリー	類 排水処理施設
処理施設 (* / 日 性硝化十嫌気好気循環 (※ 24時間使用 第 最 大 通 常 3~9 3~9 5.8~8.6 900 1,800 20 800 1,600 20 200 350 10	 処理施設 * / 日 性硝化+嫌気好気循環 経済 型 前 処 塩 常 3 ~ 9 5.8~8.6 900 1,600 20 350 100
気好気循環 前 前	気好気循環 前
<u>海</u> 音 5.8~8.6 20 20	○

300	72	300	72	排出される汚水等の量(m1/日)
1.5	1	850	500	ノルマルへキ (mg/ℓ) サン抽出物質 (mg/ℓ)
2	1.5	10	6	りん含有量 (mg/ℓ)
15	10	70	50	室素含有量 (mg/ℓ)

5) 排出水の汚染状態及び量

	300	72	38	25	量 (㎡/日)	排出水の量
	1.5	<u> </u>	1.5	⊢	ノルマルヘキ (mg/ℓ) サン抽出物質 (mg/ℓ)	
	2	1.5	1	1	りん含有量 (mg/ℓ)	
	15	10	10	5	窒素含有量 (mg/ℓ)	
	15	10	10	5	浮遊物質量 (mg/ℓ)	
	30	20	20	20	化学的酸素 (mg/ ℓ) 要 求 量 (mg/ ℓ)	
	30	20	10	10	生物化学的 (mg/ℓ) 酸素要求量	
	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	水素イオン濃度	
	最大	通常	最大	通常	ÍX II	汚染状態
	後	変 更	(前)	变 更	H PL	排出水の
1		* *	1 排	第	分	X

第3~6排水口:雨水排水

縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成15年10月24日から

平成15年11月14日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

J	ĺ	
ļ	Ī	Ļ
‡	=	Į
1月 三子 一月		こくこしこ
-	1	-

内海町環境衛生課

●香川県告示第六百二号

護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関 を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、 介

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

	指定年月日	
	名称及び所在地事業所 (施設) の	
	事務所の所在地の名称及び主たる事業者(開設者)	香川県知事
	サービスの種類	鍋 武 紀
香		

観音寺市観音寺町 株式会社コムスン 甲一五三五一六九 観音寺ケアセンタ 株式会社コムスン ワー 六本木ヒルズ森タ 東京都港区六本木 六丁目一○番一号 福祉用具貸与

平成一五、

九、

居宅訪問介護事業 十九ビル二〇一 株式会社ハートフ 訪問介護

平成

四

九、

町社会福祉協議会 社会福祉法人豊浜 甲三三二六番地 観音寺市観音寺町 所ハートフルケア ルケア 町社会福祉協議会 社会福祉法人豊浜 甲三一一二番地一 観音寺市観音寺町 居宅介護支援 訪問介護

平成一五、二、

_

姫浜一二六○番地

和田浜一五四四— 三豊郡豊浜町大字

豊浜町福祉会館

三豊郡豊浜町大字

保険事業所 大野原町指定介護 大野原町 三豊郡大野原町大 | 訪問入浴介護 訪問介護

平成

四

四

平成一四、 Ξį 綾歌郡綾上町山田 ケアプランきまい

綾上町

居宅介護支援

下二二二四番地

綾歌郡綾上町山田

番地

字大野原一二六五

番地一大野原町役 字大野原一二六〇

居宅介護支援

三豊郡大野原町大

下三三五二番地一 健施設いきいきセ 綾上町国保総合保

ンター

香川県告示第六百三号

があった。 同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一五、四、三〇	平成一五、二、二八	廃 止 年 月 日
坂出市林田町四二 会社 四国日立家電株式	九○番地 九○番地 カ○番地	名称及び所在地事業所(施設)の
坂出市林田町四二 会社 四国日立家電株式	八二番地 「八二番地	事務所の所在地の名称及び主たる事業者 (開設者)
福祉用具貸与	福祉用具貸与	サービスの種類

八五番地一

四三

八五番地一

四三

Ш
県
報
平
成
平成十五年上
Ξ.
年
+
十月
工
十四日

平成一五、三、三一		平成一四、四、三〇	平成一四、四、三〇	平成一五、三、三、三	平成一五、三、三、三二	平成一五、六、三〇	平成一五、六、三〇
宅介護支援事業所	上六〇五番地八	東 一四六番地	接歌郡綾上町枌所 陵直営枌所診療所 綾上町国民健康保	八番地 木田郡庵治町九七 木田郡庵治訪問介護事業	市田郡三木町氷上 市田郡三木町氷上 市工番地一	坂出タクシー介護坂出をリカーの三番地二	三三番地一四東かがわ市馬篠三市ばる訪問介護お
仲多度郡琴平町一	下二二二四番地	接	下二二二四番地綾上町山田綾上町	八番地木田郡庵治町九七村会福祉協議会	目三—二四 高松市栗林町一丁 高州医療生活協同	(ネリ: ネリ: ネリ:	〇一一番也二 東かがわ市松原一 人すばる 特定非営利活動法
居宅介護支援		居宅介護支援	居宅介護支援	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
平成一四、三、三	•	平成一五、二、九	Ч Б _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _			平成一四、一二、一六	
大野原町指定介護	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	町社会福祉協議会 村会福祉法人豊浜	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	医院 さぬき市大川町田 本地一 一番地一	医療法人社団淘山 三番丁一一一八 三番丁一一一八	株式会社仁志指定 所いわさき 川三番地 八三番地	六七番地仲多度郡琴平町一いこいの森
字大野原一二六〇二豊郡大野原町大	地一地一五四四番	町社会福祉協議会 社会福祉法人豊浜	甲三一一二番地一甲三一一二番地一甲二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	· 地 大 · · 一 川 町	医療法人社団 海山 上	株式会社仁志 株式会社仁志	六七番地
居宅介護支援訪問入浴介護	j]	居宅介護支援訪問介護	記問介語	居宅介護支援	通明	話問介護 居宅介護支援	

告

八番地一

公

●香川県公告第六百十六号

活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利

報 平成十五年十月二十四日 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年十二月十六日まで

香

Ш

県

縦覧に供する。

平成十五年十月二十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

申請のあった年月日

平成十五年十月十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、 特定非営利活動法人ELF丸亀 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

栄嗣

紀

丸亀市中津町八六一番地

三 定款に記載された目的

ができ、これらの振興、育成に係わる活動を通じて独自な丸亀の文化・スポーツの新しい 構造を確立するとともに、平和なコミュニティ社会の実現に寄与することを目的とする。 この法人は、地域のすべての人びとが、文化・スポーツの生涯学習活動に参加すること

●香川県公告第六百十七号

う。) 第百六十六条の規定により公告する り読み替えられた香川県会計規則 香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号) 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を行うので、特定調達契約に関する (昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」とい 第六条の規定によ

なお、本公告における調達は、WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定

平成十五年十月二十四日

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

香川県知事 真 鍋 武

紀

調達内容

- 1 に中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設運転業務 購入等件名及び数量 豊島廃棄物等処理事業 廃棄物等の掘削・均質化・運搬並び 二式
- 2 調達案件の特質等入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 香川県小豆郡土庄町豊島家浦

5

入札方法

(第九〇七六号)

<u>Ŧ</u>i.

額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金 を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地 相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに

入札参加資格

単体企業又は共同企業体であって、次に掲げる要件を満たすものであること。

1 単体企業又は共同企業体の構成員の要件

しない者であること。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当

現在A級に格付けされている者であること。 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日 四

四日までに「競争入札参加資格申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格 付けの可否の審査を受けること。 本公告日現在A級に格付けされていない者にあっては、平成十五年十二月

県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であ

<u>()7U</u>) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(H) ら平成十五年十月二十三日までをいう。以下同じ。)に六箇月間以上行った実績を ○○○立方メートル以上の掘削及び移動を、過去五年間(平成十年十月二十四日か 有害物質を含有した廃棄物又はこれら有害物質により汚染された土壌について、一 有すること 廃棄物等の掘削・均質化・運搬業務に係る者は、重金属や有機塩素系化合物等の

クレーンでつりあげ荷重が五トン以上のクレーンの運転操作を含む廃棄物処理施設 の運転を、過去五年間に六箇月間以上行った実績を有すること。 中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設運転業務に係る者は、天井走行式

2 共同企業体の要件

梱包施設及び特殊前処理物処理施設運転業務に係るもの一者の二者であり、任意か 構成員の数は、廃棄物等の掘削・均質化・運搬業務に係るもの一者、中間保管・

つ自主的に結成するものであること

は代表者が行うこと。 遂行について連帯して責任を負うものであること。なお、各分担業務間の連絡調整 殊前処理物処理施設運転業務を分担して遂行すること。ただし、各構成員は業務の 共同企業体は、廃棄物等の掘削・均質化・運搬業務と中間保管・梱包施設及び特

三 入札者に要求される事項

平成十五年十二月四日午後五時までに、四の1の場所に提出しなければならない。 入札に参加を希望する者は、二の1の伍に掲げる要件を満たすことを証明する書類を

なお、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなら

入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号七六一─三一一○ 香川郡直島町二六二八─一 香川県直島環境センター

電話番号〇八七—八九二—二九八一

及び場所による。 ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあっては、3に記載した日時

2 事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札 第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便 札書の受領期限は、平成十五年十二月十七日午後五時までとする。)。 封書で送付されるものに限る(郵便又は信書便 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の (以下「郵便等」という。) による入 (平成十四年法律第九十九号)

入札及び開札の日時及び場所

番一〇号 平成十五年十二月十八日午前十時 香川県庁北館三階入札室 郵便番号七六〇—八五七〇 高松市番町四丁目

Б. その他

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による
- 3 人札の無効

2

1

しなかった者のした入札及び規則第百七十一条各号に掲げる場合における入札は、 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、 入札者に求められる義務を履行 無

入札又は開札の取消し又は延期

ることがある。この場合、 らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明 入札又は開札の取消し又は延期による損害は、 入札者の負 又は延期す

5 落札者の決定方法

内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。 価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 規則第百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低 なお、契約時に入札価格の

6 落札の無効

理由がある場合は、この期間を延長することができる。 札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、 落札者は、 落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず その落

7 予約完結権の譲渡

はならない。 落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡して

8 契約書作成の要否

六 Summary

9

その他、

詳細は入札説明書による。

of the Intermediate Holding & Packaging Plant and running of the Pre-treatment project. Excavation, homogenization and transportation of waste material, running Nature and quantity of the services to be required : Teshima waste treatment

2 Time—limit for tender: 10:00a.m., December 18,2003

ယ Contact point for the notice: Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectual

> 3110 Tel087—892—2981 Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa—ken, Japan 761—

●香川県公告第六百十八号

0) 規定により、平成十五年度准看護師試験を次のとおり実施する 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号。 以下 法 という。) 第十八条

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

試験期日

平成十六年 一月十四日

試験場所

高松市幸町 香川大学教育学部

受験資格

法第二十二条の規定に該当する者

四 試験科目

める科目とする。

保健師助産師看護師法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第三十四号)第二十三条に定

ない旧カリキュラムを修習した者にあっては、旧カリキュラムによる准看護師試験の科 目を受験するものとする。 文部省・厚生省令第五号)により改正された准看護師学校養成所のカリキュラムによら ただし、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(平成十一年

事情により旧カリキュラムと新カリキュラムの両方を修習した者にあっては、 定したカリキュラムによる准看護師試験の科目を受験するものとする。 なお、法第二十一条第一項第四号若しくは第二十二条第一項第四号に該当する者又は 知事が判

<u>Б</u>. 受験手続

1 提出書類

受験願書(所定の様式のもの

卒業(見込)証明書又は修業(見込)証明書

なお、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者は、平成十六年三月九日

(火曜日)までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

香

Ш

 (Ξ) 載したものを受験願書の所定の欄にはり付けること。) トル、横四センチメートルのもので、裏面に撮影年月及び受験する本人の氏名を記 写真一枚 (出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦六センチメー

2 提出書類の受付期間

日を除く 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休 平成十六年一月七日(水曜日)から同月十三日(火曜日)まで。ただし、日曜日、

ものを含む。)のあるものに限り受け付ける なお、郵便等による送付による場合は、受付期間の末日までの消印(これに準ずる

3 提出書類の提出先

郵便番号七六〇—八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部医務国保課

六 受験手数料及び納付方法

六、九〇〇円

受験手数料は、六、九〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書にはり付けて納付

するものとし、当該証紙に消印はしないこと。

り受験願書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面六、九○○円の郵便為替を同 小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付によ

封することにより納付するものとする。

なお、提出書類を受理した後は、受験手数料は返還しない

七 合格者の発表

平成十六年三月十一日 (木曜日) 午前九時に合格者の受験番号を香川県庁東館正面玄

関前の掲示板に掲示する

八 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する

九 その他

1 受験願書の請求は、香川県健康福祉部医務国保課に行うこと。

ので、あて先を明記し、 なお、郵便等による送付により請求する場合は、受験願書の送付を郵便により行う 一二〇円切手をはった角形二号の返信用封筒を同封した封書

> わせること。)。 により行うこと(ただし、二部以上の受験願書を請求する場合は、2の場所へ問い合

2 その他詳細については、香川県健康福祉部医務国保課マンパワーグループ(電話番 号○八七—八三二—三二五五)に問い合わせること

●香川県公告第六百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、 一十六条第三項の規定により公告する 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第

平成十五年十月二十四日

香川県知事

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真

鍋

武

紀

さぬき市津田町鶴羽字東代一二五七―一、一二五八、一二五九、一二六〇―一、一二

六一、一二六二及び一二六三

開発許可を受けた者の住所及び氏名

さぬき市志度四三〇一番地

)香川県公告第六百二十号

関西建設株式会社 代表取締役 井元高志

平成十五年十月二十四日

(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、

都市計画法

香川県知事

真

鍋

武

紀

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

さぬき市津田町鶴羽字東代一二五七―一、一二五八、一二五九、一二六〇―一、一二

六一、一二六二及び一二六三

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

道路(有効幅員六・○○メートル、延長一一三・二六メートル)

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六〇―一の一部、一二六一の一部、 一二六二の一部

及び一二六三の一部

道路(有効幅員四・〇〇メートル、延長一二〇・三六メートル)

及び一二六二の さぬき市津田町鶴羽字東代一二五八の一部、 部 一二五九の 部、 | 二六〇| 一の 部

2 排水施設

排水管(直径四○○ミリメートル、延長二二・七○メートル)

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六〇―一の 一部及び同地先県道

排水管(直径三五○ミリメートル、延長四八・○○メートル)

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六〇―一の一部、一二六一の一部及び一二六二の

排水管 (直径三○○ミリメートル、 延長一○七・○○メートル)

さぬき市津田町鶴羽字東代一二五八の一部、一二五九の一部、一二六〇― <u>_</u>の

及び一二六二の 部

(直径二五○ミリメートル、 延長四三・八〇メートル)

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六二の一部及び一二六三の一部

(直径) 一五○ミリメートル、延長一六○・五○メートル)

さぬき市津田町鶴羽字東代一二五八の一部、一二五九の一部、 | 二六〇| | の 部

一二六一の一部、 | 二六||の 一部及び一二六三の一部

排水管(直径二○○ミリメートル、延長三七・九○メートル)

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六〇―一の一部

排水管(直径一五○ミリメートル、延長二○・四○メートル)

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六〇―一の一部及び同地先県道

3 公園

公園 (面積二四五・六八平方メートル)

さぬき市津田町鶴羽字東代一二六一の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さぬき市志度四三〇一番地

関西建設株式会社 代表取締役 井元高志

●香川県公告第六百二十一号

時半から、さぬき市志度五三八五―八さぬき市役所において開催することとした香川県 平成十五年香川県公告第五百六十五号により、平成十五年十月二十七日

県 報 平成十五年十月二十四日

香

Ш

都市計画公聴会は、 公述の申出がなかったため、 これを中止する

平成十五年十月二十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

●香川県公告第六百二十二号

た香川県都市計画公聴会は、 時半から、東かがわ市湊一八一〇—一東かがわ市中央公民館において開催することとし 平成十五年香川県公告第五百六十七号により、平成十五年十月二十九日(水曜日) 公述の申出がなかったため、これを中止する。 午後

平成十五年十月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

●香川県公告第六百二十三号

部

都市計画公聴会は、 時半から、観音寺市坂本町一―一―一観音寺市民会館において開催することとした香川県 平成十五年香川県公告第五百六十八号により、平成十五年十月三十日 公述の申出がなかったため、これを中止する。 (木曜日) 午後一

平成十五年十月二十四日

香川県知事

真 鍋

紀

教育委員会規則

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十五年十月二十四日

Ш 県 教 育 委 員 会

香

香川県教育委員会規則第十四号

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十七年香川県教育委員会規則第十号)

の一部を次のように改正する。

第二条中「下欄」を「同表の下欄」に改める。

第四条第一項中「島嶼」を「島しよ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 れ同表の下欄に掲げる高等学校に入学しようとする場合は、第二条の規定は、適用しな 第四十一条の三の表の上欄に掲げる中学校に在学している者が、卒業後引き続きそれぞ 香川県立学校の管理運営に関する規則(昭和三十三年香川県教育委員会規則第十一号)

(月曜日) 午後

香川県報は、香川県ホームページにも掲載しています。

http://www.pref.kagawa.jp/